

2023年10月13日

日本発育発達学会 会員各位

## 日本発育発達学会役員選出(第8期)について

役員選出部会 中西 純

日本発育発達学会会員諸氏におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、本年度は日本発育発達学会の役員選出が行われます。今回の役員選出は正会員による投票ではなく、評議員制度を導入し、その後選ばれた評議員の互選によって理事を選出することになりました。この制度変更につきましては、2023年3月18日、中京大学で開催された学会総会にて了承されました。これに伴い、会則の変更も行いました。改定後の会則（日本発育発達学会会則 第4章 役員 第10条～第13条;2023年3月18日）は、HP上に掲載しているところです。役員選出における改定のおもなポイントおよびその詳細は下記の通りであります。

### 1) 評議員制の導入

評議員を選出し、その後評議員の互選により理事を選出する。評議員は本学会で正会員として活動している方で構成する。

### 2) 評議員は総正会員数の20人に1人の候補者を選出し、評議員を決定する。

### 3) 評議員候補者選出の要件

- ①学会入会后、5年以上経過し、且つ学会費の滞納がない。但し、過去2年間(2022～2023年)の会費が納入済みの正会員であること。
- ②過去3年間(2020年8月1日～2023年7月31日まで)、本学会へ参加し研究発表を行っていること。
- ③過去3年間(同上)、「発育発達研究」への投稿論文があり、その論文が採択され掲載されていること。
- ④過去3年間(同上)、学会機関誌「子どもと発育発達」に執筆し、掲載されたことがある。これらは、依頼原稿、投稿原稿(論説、研究報告、フィールドレポート等を含む)があること。
- ⑤過去3年間(同上)に「発育発達研究」「子どもと発育発達」への投稿論文を査読したことがあること。
- ⑥本学会役員(理事、監事を含む)を務めた経験があること。

### 4) 評議員の選出方法

①の要件を満たした上で、次のように点数化し評議員候補者を選出する。

・学会発表、論文執筆、機関誌への執筆の筆頭者と役員経験者、査読経験者は、1回につき1点を付与する。

・学会発表、論文執筆、機関誌に掲載された著者が筆頭者でない場合、1回毎に0.2点を付与する。

これらの指標は、何れも学会活動やその発展に寄与していると判断し、それぞれに付与した得点を合計し、評議員候補者を選出する。この選出は役員選出部会で行い、その結果を公表する。

なお、評議員の選出は、上記、3) 評議員候補者選出の要件①～⑥を基に実施する。評議員の選考過程においては、外部有識者(弁護士)による客観的な評価を実施する。その際、選考過程で用いる資料もすべて外部有識者に提示する。選出された評議員候補者の評議員受諾の最終決定権は個人の意思による。その後、選出された評議員の互選(7名連記)により、理事選挙を行う。

5) 評議員、理事の任期、資格要件など

- ・会長、理事長の任期は2期までとし、理事の再任は妨げない。
- ・理事の男性もしくは女性の割合は全理事の2割を下回らない。
- ・評議員および理事は選出時に68歳未満であること。この年齢条件に該当する正会員は評議員候補者としての資格を有しないものとする。

6) 今後の日程

10月上旬 日程の公表(HP)

10月末 評議員候補者の決定

11月10日 外部有識者による評議員候補者の評価・判断

11月末 評議員候補者の受諾の可否確認、評議員の決定

12月1日 評議員への理事選挙の告知

1月13日 理事選挙

1月27日 理事長、会長の選出